

第2講 動物園の飼育基準

1. 動物園の法的地位

1) 博物館法

同法に動物園は法律の条文のほか政令（＝施行令）や省令（＝施行規則）では見えず、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示第164号・昭和48＝1973年）に現れるのみ。この基準は2003（平成15）年に廃止、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」に置き換えられた。理由は、公立の施設にも関わらず国の基準として数値目標を設定するのは地方自治の趣旨に反するというもの。旧基準は例によって文部科学省の公式サイトでは削除済みのため、掲載がある次の資料を配付する「博物館に関する基礎資料（平成23年度）」（基準は59pにあり）[keiei2024_2-2.pdf](#)。この資料集は2006（平成18）年度から毎年分がpdfで公開されている。学芸員ならば手元に置いておきたい資料集である。

社会教育実践研究センター 基礎資料：国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/jissen/book/r03/index.html#museum>

2) 都市公園法

公立動物園は都市公園のなかに設置されることも多く、役所内部の主管部局も都市公園や土木関係のことがある。条文では第2条に記され、それを補完する条文で数か所現れる。

（定義）第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

3) 環境省の整理資料「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会第1回配付資料」 [keiei2024_2-3.pdf](#)

同省では2013（平成15）年度に「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し、種の保存や環境教育等の公的機能の推進方策などを議論した。第1回の配付資料が、博物館法での位置付け（登録・相当）による数と名称、関連する法律の列記と見取り図、2013年当時の関連基準など内容満載の資料となっている。

2. 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=348AC1000000105

1) どんな法律か

次ページで見ると動物園に限らず動物の飼育に関する国の基準が存在する。その根拠となるのが「動物の愛護及び管理に関する法律」で、同法は動物の虐待防止や終生飼養（＝飼育）が根幹で個体に注目した法律である。対象とする動物を「愛護動物」と独自に定義する。その内容は①牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえと及びあひる、②人が占有している哺乳類、鳥類又は爬虫類となっており、広範囲にわたる。①の動物は人の占有状態でない個体、すなわち野良個体や野生化個体も含む。動物の飼育基準を示しており動物園も対象にしている。「あゆみ」やそのリンク先を見ると、年々規制の対象とする内容が拡大していることがわかる。外来種であっても虐待や遺棄は禁止である。

あゆみ https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/index.html

概要 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/outline.html

2) 動物の飼育に関する基準

同法は動物の飼育（飼養という）に関連した基準を定めている。その際、動物を「家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物」の4つに区分けする。対象となる動物はそれぞれ①家庭や学校などで飼われている動物、②展示やふれあいのために飼われている動物、③牛や鶏など産業利用のために飼われている動物、④科学的目的のために研究施設などで飼われている動物、であり、同時に対象施設も名指ししている。ペットや実験動物の飼育基準の明示は、家庭や研究機関における飼育倫理の制定などにつながっている。

動物の適正な取扱いに関する基準等 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/baseline.html

3) 「特定動物」（危険な動物）の選定と基準

同法はトラ、クマ、ワニ、マムシなど人に危害を加えるおそれのある危険な動物を「特定動物」として選定し、2020年6月から交雑個体を含め個人のペットとして飼育することを禁止、動物園や試験研究機関の飼育には知事または指定都市の長の許可が必要とし、飼育の設備の基準を定めている。「守るべき基準」には、一定の基準を満たした「おり型施設」などでの飼養、逸走を防止できる構造及び強度の確保、マイクロチップ等による個体識別措置などが含まれる。

環境省_特定動物（危険な動物）の飼養又は保管の許可について https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/danger.html

4) 展示動物の飼養及び保管に関する基準 web <https://www.env.go.jp/hourei/18/000273.html>

「展示動物」は「展示やふれあいのために飼われている動物」であり、その対象となる施設の例示は「動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクション」である。動物園と興業事業が同列という位置付けである。

さらに、解説書「展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説」では飼育者倫理や環境エンリッチメントについて明文化している。館園や業界の取り組みや民間の奨励制度などボランティアベースで進んできた取り組みに国が後付けで基準を設定した。この基準を満たさない飼育施設はいずれ動物園と名乗ることが難しくだろうか。

展示動物の飼養及び保管に関する基準 [keiei2024_2-4.pdf](#) https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_2.pdf

展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説 [keiei2024_2-5.pdf](#)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/display.pdf

5) 動物取扱業者の規制 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html

動物愛護管理法では、動物取扱業者を規定し法の対象とした。環境省は動物取扱業者を2つに分け、第一種動物取扱業者を事業として動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、芹幹旋、譲受飼養を営利目的でおこなうもの、第二種動物取扱業者は営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を設置し、一定頭数以上の動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を業務としておこなうものとした。第二種は具体的には動物保護団体の動物シェルター、公園等での非営利の展示などが該当する。第一種動物取扱業者は知事や指定都市の市長の登録、第二種はおなじく届出が必要である。

第一種動物取扱業者の販売は小売りや卸売り業者、保管はペットホテルやシッター、貸出はレンタルのほかモデルや繁殖用の動物派遣業者、訓練は調教業者、競りあっせんはオークション、譲受飼養は老犬老猫ホームなどが例示されている。展示は、サーカスやふれあいパーク、乗馬施設、アニマルセラピーに加え、動物園や水族館が含まれる。つまり動物園水族館は「営利目的」の施設で、ペットショップや動物プロダクションと同じ扱いとされたのである。動物園水族館からすれば納得のいかない扱いだろう。

環境省_第一種動物取扱業者の規制 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html

環境省_第二種動物取扱業者の規制 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader_c2.html

3. 業界飼育基準

1) 世界動物園水族館協会 (WAZA)

WAZA Code of Ethics (WAZA倫理規定) 2023年12月採択 <https://www.waza.org/priorities/waza-code-of-ethics/>

この数年は国内の動物園がWAZAに直接加盟する例が増えている。報道発表には「動物福祉や倫理規定に係る厳しい審査をクリアし」という文言が見える。イルカ飼育を継続する館園は日本水族館協会 (JAA)、英米基準を目指す館園はWAZAへの直接加盟となり、日本動物園水族館協会 (JAZA) が空洞化していくのかも知れない。豊橋のんほいパークが世界動物園水族館協会に加盟：朝日新聞デジタル

<https://digital.asahi.com/articles/ASN9J7426N9COBJB003.html>

概要 | 一般社団法人日本水族館協会 Japan Aquarium Association (JAA) <https://www.j-aqua.org/about/>

2) 日本動物園水族館協会 (JAZA) 概念的であり個別具体的な内容は含まない＝数字が無い

倫理福祉規定 <https://www.jaza.jp/assets/document/about-jaza/document/2016rinriyoukou.pdf>

4. 札幌市円山動物園の挑戦

1) 「マニトバ基準」の導入

札幌市円山動物園では2017年に完成したホッキョクグマの飼育舎では、アメリカ動物園水族館協会やカナダ・マニトバ州の条例を取り入れた。

施設紹介 ホッキョクグマ館／札幌市円山動物園

https://www.city.sapporo.jp/zoo/b_f/b_18/hottukyoku.html

プロジェクトレポート【世界的な基準を満たす飼育展示施設～札幌市円山動物園 ホッキョクグマ・アザラシ館新築工事～】

| 岩田地崎建設株式会社

https://www.iwatachizaki.jp/photo/index_detail.php?id=190

2) アジアゾウの導入

2019年3月にオープンしたアジアゾウの飼育舎は世界最先端。事前に小学校の建設費と比較して市民に賛否を問うた。建設費は20億円の予定が30億円にのぼった。

新施設「ゾウ舎」が完成しました！／札幌市円山動物園

<https://www.city.sapporo.jp/zoo/03doubutsu/01elephant/h30/20181010elephant2.html>

円山動物園のゾウ・ゾウ舎の一般公開について <https://www.city.sapporo.jp/city/mayor/interview/text/2018/documents/maruyamazoo.pdf>

札幌市円山動物園ゾウ導入方針 <http://www.city.sapporo.jp/zoo/topics/documents/zoukihonhousin.pdf> [keiei2024_2-6.pdf](#)

3) 動物園条例の検討

公の施設の設置は地方自治法により設置条例が必要であるが、多くは義務的形式的な内容に過ぎない。動物園の意義や責務を条例で制定することは、市民の総意として動物園を継続するという意思表示であり、動物園の将来を保証する意味で極めて重要である。動物園条例の制定の過程では検討委員会やシンポジウムなど議論や意見表出の場が設けられ、日本の動物園の課題も抽出された。国内初の動物園条例は今年2022年6月に施行された。

札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」<本書> <https://www.city.sapporo.jp/zoo/info/keikaku/role.html>

動物園条例の検討について／札幌市円山動物園

<https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/doubutsuenjourei.html>



札幌市動物園条例／札幌市円山動物園 <https://www.city.sapporo.jp/zoo/ordinance/index.html>

コラム：動物園水族館を法制度から考える／札幌市円山動物園

<https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/koramu.html>

Polar Bear Protection Regulation [マニトバ基準] https://web2.gov.mb.ca/laws/regs/current/_pdf-regs.php?reg=210/2002

適正施設ガイドライン_ホッキョクグマ (JAZA 日本動物園水族館協会)

<https://www.jaza.jp/assets/document/about-jaza/guideline2020/guideline2020-03-01.pdf>

【札幌市動物園条例】 <https://www.city.sapporo.jp/zoo/ordinance/ordinance.html>

前文

我が国の動物園は、これまで、地球上の様々な動物を飼育展示し、繁殖に取り組むとともに、調査研究から得られた野生動物の生態等の情報を、動物の展示や教育活動等を通して市民に伝え広めてきました。市民は、命ある野生動物を観（み）ることと生き物や自然の不思議さを感じ、知的好奇心を高める憩いの場として動物園に親しんできました。

一方、現在地球上では、生物多様性が急速に失われ、絶滅の危機に瀕（ひん）している野生動物がいる中、動物園が生物多様性の保全に果たす役割はますます重要になっています。

あわせて、動物の飼育に当たっては、飼育動物の欲求を満ちし、その動物にとって幸せな暮らしをつくっていくという考え方が近年世界的に広がっており、動物園には、野生動物を将来にわたり守っていくことを考えながら、科学的知見に基づいた飼育管理や適切な獣医療を実践することが求められています。

札幌市では、1951年に子どもたちの学びの場や市民の憩いの場を提供するために円山動物園を設置し、多くの市民に親しまれてきましたが、過去には良好な動物福祉の確保に対する取組が不十分であったことにより尊い命を失う事故を起こしてしまいました。このため、札幌市では、この反省の下、円山動物園の飼育管理体制や長期的な運営方針を見直し、良好な動物福祉の確保と生物多様性の保全に重きを置いて取り組んできたところです。

しかしながら、動物園が生物多様性の保全の役割を持っているという認識が社会全体に十分に広まっているとはいえ、また、現行法令では動物園がその社会的役割を果たすための取組が明確には示されていません。これらのことが、円山動物園を含む動物園のあり方を不安定なものとしており、動物園の持続可能な運営のためには、この状況を変えていくことが重要な課題となっています。

そこで私たちは、動物園の生物多様性の保全における役割と良好な動物福祉の確保に対する責務を明らかにし、さまざまな協働を通じて動物園の活動を真に野生動物の保全へとつなげる仕組みを構築して、将来世代にわたり野生動物が存続できる自然と人が共生する社会をつくり育てていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的) 第1条 この条例は、動物園が野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園の活動に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、動物園に関する施策等について定めることにより、現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義) 第2条 [略]

(基本理念) 第3条 動物園の活動は、その動物園において飼育する動物（以下「飼育動物」という。）の良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与することを旨として行われなければならない。

2 動物園の活動は、野生動物とそれを取り巻く環境が生態系の重要な構成要素であることを認識する機会を提供し、もって豊かな人間性と感性が育まれることを旨として行われなければならない。

3 動物園の活動を行うに当たっては、市民及び事業者との協働により取り組まれるよう努めなければならない。

(市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、動物園における生物多様性の保全に関する取組を推進するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務) 第5条 市民は、生物多様性の保全の重要性を認識し、その日常生活に関し、生物多様性の保全に配慮するとともに、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組に協力するよう努めるものとする。